

県機関における職員のマスク着用の考え方を見直しについて

令和5年3月3日
長野県総務部職員課

【見直し】

令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方を見直し等について」を踏まえ、令和5年3月13日（月）以降、次のとおり考え方を見直す

- (1) **マスクの着用は、職員個人の判断を基本とする**
- (2) **次の場合、職員はマスクを着用することを原則とする**
ただし、換気が十分され、人と人の距離が十分保たれている場合など、状況によってはマスクを着用しないことも可とする
 - 来庁者と接する場合及び訪問先で県民等と接する場合
理由：重症化リスクが高い方への感染を防ぐため
例：受付窓口、相談対応、打合せ等
 - 高齢者等重症化リスクが高い者が入院・生活する機関の職員
- (3) **来庁者については、各自の判断に委ねることとし、一律に着用を求めない**
- (4) **基本的な感染対策は継続する**
(・こまめな換気 ・手洗い、手指消毒 ・人と人の距離の確保)